

●香川県警察本部告示第5号

香川県少年警察活動実施規程を次のように定める。

平成20年6月13日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県少年警察活動実施規程

香川県少年警察活動規程（平成15年香川県警察本部告示第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 一般的活動（第10条—第13条）

第3章 少年の非行の防止のための活動

第1節 通則（第14条—第21条）

第2節 犯罪少年に係る事件の捜査（第22条—第26条）

第3節 触法調査（第27条—第37条）

第4節 ぐ犯調査（第38条—第43条）

第4章 少年の保護のための活動（第44条—第47条）

第5章 雑則（第48条—第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、少年法（昭和23年法律第168号。以下「法」という。）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、香川県警察における少年警察活動の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び活動規則において使用する用語の例による。

2 活動規則第2条第6号に規定する不良行為は、別表に定める行為とする。

(少年警察活動に従事させる職員等)

第3条 香川県警察に、少年警察活動に従事させる職員として、少年補導職員、少年相談専門員及びスクールサポーターを置く。

2 香川県警察は、少年警察活動に係るボランティアとして、少年警察補導員を委嘱する。

3 少年相談専門員は、心理学、教育学、社会学その他少年相談に関する専門的知識を有する職員（警察官を除く。）のうちから、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が任命する。

4 少年相談専門員は、少年相談を担当する職員に対する指導及び助言、複雑な少年相談事案の処理その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事する。

5 少年補導職員及びスクールサポーター並びに少年警察補導員の任命又は委嘱その他必要な事項については、別に定める。

(少年サポートセンターの設置)

第4条 活動規則第2条第12号に規定する少年サポートセンターは、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第4条第3項に規定する香川県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンターとする。

2 香川県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンターには、少年補導職員等のほか、少年相談専門員を配置する。

(少年警察活動の基本)

第5条 少年警察活動に従事する者は、その実施に当たっては、活動規則第3条各号に掲げる事項に留意するほか、常に人格の向上及び識見の涵养を図り、少年その他関係者の尊敬及び信頼を得られるように努めなければならない。

(警察本部長及び警察署長の責務)

第6条 警察本部長及び警察署長は、少年警察活動の重要性を認識し、少年警察活動を適正かつ効果的に実施するため、活動規則第4条に定めるもののほか、職員の合理的な配置、資材及び施設の整備等による体制の確立を図るとともに、活動規則第5条の規定による関係機関等との連携を促進させ、その強化を図るものとする。

(少年警察部門)

第7条 活動規則第4条第1項に規定する少年警察部門は、香川県警察本部生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び警察署の生活安全課（警察署の生活安全・刑事課を含む。以下「署生活安全課」という。）とする。

(関係機関等)

第8条 活動規則第5条に規定する機関は、学校、家庭裁判所、児童相談所、教育委員会、検察庁、福祉事務所その他少年の健全な育成に関係す

る業務を行う国又は地方公共団体の機関とする。

2 活動規則第5条に規定するボランティア及び団体は、少年警察補導員、少年指導委員（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第38条第1項に規定する少年指導委員をいう。）、児童委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条に規定する児童委員をいう。）、保護司（保護司法（昭和25年法律第204号）に規定する保護司をいう。）、PTAその他のボランティア及び団体とする。

（発見時の報告）

第9条 非行少年、不良行為少年、被害少年又は要保護少年を発見した職員は、その所属（香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）の長に当該少年の氏名その他必要な事項を書面により報告するものとする。

## 第2章 一般的活動

（街頭補導）

第10条 活動規則第7条第1項に規定する街頭補導は、公園、駅、広場、風営法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所について重点的に行うものとする。

2 街頭補導を行う際に身分を明らかにする方法は、警察手帳、少年補導職員手帳その他身分を証明することができるものの提示とする。

3 街頭補導は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

（1）効果的に実施するため、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、班を編成して行うこと。

（2）少年から事情を聴取し、又は少年に注意、助言等を行うときは、人目につかないよう配慮すること。

（3）公共の場所のうち管理者が常駐している場所及び公共の場所以外の施設等において実施するときは、その管理者等の同意を得ること。

（少年相談）

第11条 活動規則第8条第1項に規定する少年相談は、警察施設において受けるものとする。ただし、必要があると認めるときは、関係者が気軽に出入りすることができ、又は落ち着いて相談することができる適当な場所に出向いて受けるものとする。

2 少年相談を受けた場合において、その内容に少年警察活動に属さない事案があるときは、当該事案の処理を担当する部門に引き継ぎ、又は他の機関若しくは団体を教示し、若しくはこれらに連絡するものとする。

3 職員（少年課及び警察署の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、書面により香川県警察本部生活安全部少年課長（以下「少年課長」と

いう。)に当該少年相談に係る事案の処理を引き継ぐものとする。

- 4 警察署の職員（署生活安全課の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、書面により当該警察署の署生活安全課の課長に当該少年相談に係る事案の処理を引き継ぐものとする。
- 5 少年警察部門以外の部門の職員は、前2項の規定にかかわらず、当該事案を自ら処理することが適当と認めるときは、書面によりその所属の長に報告し、及び少年警察部門に連絡した上でこれを処理することができる。
- 6 職員は、第2項から第4項までに規定する事案の処理の引継ぎをするときは、当該事案の相談者に引継先、連絡方法その他必要な事項を説明しなければならない。

（継続補導）

第12条 活動規則第8条第2項（活動規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する継続的な補導の実施は、次に掲げる少年について行うものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年のうち、法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年のうち児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

（情報発信）

第13条 活動規則第10条に規定する情報の発信に資するため、少年の非行及び少年に有害な環境の実態その他少年警察活動に関する基礎的な資料の整備を行い、これを非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催その他の適切な方法により行う情報の発信に活用するものとする。

### 第3章 少年の非行の防止のための活動

#### 第1節 通則

（少年警察部門以外の部門による捜査又は調査の実施）

第14条 活動規則第12条第1項ただし書の規定により少年警察部門以外の部門が捜査又は調査を実施する事件の種別は、別に定める。

（少年事件指導官）

第15条 少年に係る事件（以下「少年事件」という。）の捜査及び調査に関する指導等を行わせるため、少年課に少年事件指導官を置く。

- 2 少年事件指導官には、少年事件の捜査及び調査、少年の心理、家庭裁判所の審判（以下「審判」という。）の手續等に精通した警部以上の階

級にある警察官をもって充て、捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「犯捜規範」という。）第20条第1項に規定する捜査主任官をいう。）、調査主任官（活動規則第18条第1項及び第30条第1項に規定する調査主任官をいう。）、少年事件選別主任者（次条第1項に規定する少年事件選別主任者をいう。）その他の職員に対する公判又は審判における立証、少年の特性を踏まえた調査の要領等の指導及び教養を行わせるものとする。

（少年事件選別主任者）

第16条 警察署長は、警察署における少年事件の処理を適正に行わせるため、署生活安全課の課長を少年事件選別主任者に指定し、送致又は通告の措置に係る選別及び処遇意見の決定等に関し意見を聴くものとする。

2 警察署長は、活動規則第12条第1項ただし書の規定により少年警察部門以外の部門に少年事件の捜査又は調査を行わせるときは、少年事件選別主任者に、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるようその経過について常に把握させ、及び必要な支援を行わせるものとする。

（学校への連絡）

第17条 活動規則第13条第1項に規定する学校への連絡は、香川県学校・警察相互連絡制度を利用して行うものとする。

（捜査及び調査に関する留意事項）

第18条 少年事件の捜査又は調査の実施に当たっては、犯捜規範及び活動規則に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1） 法、児童福祉法その他の法令の適用に誤りがないようにするため、行為時及び各段階における処理時の正確な年齢を確認すること。

（2） 少年の健全な育成及び立直りに資するための必要な限度の実施にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。

（3） 保護者その他の関係者に協力を求めて実施すること。

（4） 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。

（5） 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、迅速に実施すること。

（報道発表上の注意）

第19条 犯捜規範第209条に規定する報道機関への発表は、警察本部長若しくは警察署長又はこれらの者が指定する者が行うものとする。

2 前項の発表の内容には、その事件に関係する少年が属する学校又は勤務先の名称は、含まれないものとする。

3 第1項の発表に係る事件が触法少年に関するものであるときは、その発表の内容等について、特に慎重に判断するものとする。

（送致又は通告に関する留意事項）

第20条 少年事件の送致又は通告の実施に当たっては、少年及びその保護者に対して、送致又は通告の趣旨について説明し、及び送致又は通告の後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致又は通告をする少年に係る将来における非行の危険性が高いと認められるときは、送致先又は通告先の機関に、速やかに法又は児童福祉法の規定による措置をとるべきことを連絡するものとする。

(少年カード)

第21条 職員は、少年事件の送致又は通告の対象となった少年その他特に必要があると認められる少年については、別記様式第1号の少年カードを作成し、当該少年の住居地を管轄する警察署（以下「住居地警察署」という。）において保管するものとする。ただし、送致又は通告に係る事件が交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する交通法令違反をいう。）又は道路上の交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条の罪に該当するものである場合は、少年カードの作成を要しないものとする。

2 前項に規定する少年カードの作成をした場合において、警察署長は、当該少年カードに係る少年の住居地が他の警察署の管轄区域内であるときは、当該少年カードを住居地警察署に送付するものとする。

3 前項の場合において、住居地警察署が他の都道府県の警察署であるときは、少年課長を通じて送付するものとする。

## 第2節 犯罪少年に係る事件の捜査

(犯罪原因等の調査)

第22条 犯罪少年に係る事件（以下「犯罪少年事件」という。）の捜査は、犯捜規範第205条に規定する調査のほか、当該事件に関係する少年の非行の防止及び立直りに協力することができるボランティアの有無等の調査を実施した上で行うものとする。

(呼出し及び取調べに関する留意事項)

第23条 犯罪少年事件の捜査のため少年の被疑者（以下「被疑少年」という。）の呼出し又は取調べを行うときは、犯捜規範第102条及び第207条の規定を遵守するほか、犯捜規範第204条の規定に留意し、被疑少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

2 犯罪少年事件の捜査のため被疑少年の保護者を呼び出すときは、当該保護者が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせないよう配慮するものとする。

3 犯罪少年事件の捜査のため参考人として被害少年その他の少年を呼び出し、又は当該少年と面接するときは、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう配慮し、その心理的な負担を軽減するよう努めるものとする。

(身柄拘束等)

第24条 犯捜規範第208条に規定する身柄の拘束は、その被疑少年に及ぼす精神的な影響を十分に勘案した上で行うものとする。

2 身柄を拘束されていない被疑少年に係る指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、犯罪捜査のため必要かつやむを得ない場合であつて、当該被疑少年の承諾を得たときに限り、当該被疑少年の心情を傷つけることのないよう配慮した上、慎重に行うものとする。

(親告罪等に係る事件の措置)

第25条 犯罪少年事件に係る犯罪のうち親告罪に該当するものについて、告訴がなされないことが明らかになった場合においても、将来における当該被疑少年の非行の防止のため必要があると認めるときは、関係機関に送致することを考慮して所要の措置を講じるものとする。

2 前項の措置を講じるときは、当該事件の被害者（告訴権者を含む。以下この項において同じ。）の心情を十分に考慮し、みだりに被害者を呼び出し供述調査を作成する等、心情に反する措置をとることを避けるとともに、当該事件の送致に当たっては、関係機関に事前に連絡し、みだりに被害者が呼び出されることのないよう配慮するものとする。

3 犯罪少年事件に係る犯罪のうち請求を待つて論ずるもの及び被害者が親族であるため刑が免除されるものについても、前2項の規定の例による。

(余罪の捜査)

第26条 犯罪少年事件の余罪の捜査は、当該被疑少年の立直りに支障を来すことのないように、迅速かつ的確に行うものとする。

### 第3節 触法調査

(調査すべき事項)

第27条 活動規則第16条に規定する触法調査により調査すべき事項には、当該事件に係る少年の非行の防止及び立直りに協力することができるボランティアの有無等を含むものとする。

(触法調査を担当する職員の指定等)

第28条 少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）第1条に規定する指定は、次に掲げる事項に関する教育訓練を受けた少年補導職員のうちから少年相談、街頭補導等における活動実績、経験年数等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 低年齢少年が可塑性に富むこと及びその一般的な特性
- (2) 発達障害その他特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査の要領

2 警察職員の職務等に関する規則第1条に規定する警察官は、警部補以上の階級にある者とする。

(調査主任官の指名)

第29条 活動規則第18条第1項に規定する調査主任官の指名は、警部補以上の階級にある警察官のうちから行うものとする。

(付添人選任届)

第30条 活動規則第19条に規定する付添人選任届の差出しは、別記様式第2号の付添人選任届を警察署長に提出して行わせるものとする。この場合において、調査主任官は、事前に付添人の制度について説明し、及び必要な助言等を行うことに留意するものとする。

(保護者又は参考人の呼出しに関する留意事項)

第31条 触法調査のため、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者の保護者を呼び出すときは、当該保護者が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせないよう配慮するものとする。

2 触法調査のため、参考人として被害少年その他の少年を呼び出し、又は当該少年と面接するときは、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう配慮し、その心理的な負担を軽減するよう努めるものとする。

(強制の措置の制限)

第32条 法第6条の5第1項に規定する強制の措置は、できる限り避けるものとする。

2 法第6条の5第1項に規定する強制の措置を実施するときは、その触法少年に及ぼす精神的な影響を十分に勘案した上で行うものとする。

(押収物の還付公告)

第33条 警察職員の職務等に関する規則第2条第1項に規定する公告は、別記様式第3号の押収物還付公告により行うものとする。

(県帰属押収物の処分)

第34条 法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第499条第2項の規定により香川県に帰属した押収物の処分については、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)に定める手続をとらなければならない。

(押収物の換価処分)

第35条 法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条第3項の規定による押収物の公売(以下「換価処分」という。)は、一般競争入札又は指名競争入札に付して行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、随意契約によることができる。

- (1) 速やかに押収物を売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある場合
- (2) 競争入札に付しても落札者がいない場合
- (3) その他競争入札に付することが適当でないと認められる場合



2 一般競争入札により換価処分をしようとするときは、その入札期日の前日から起算して10日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 物件の種類及び数量
- (2) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- (3) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (4) 契約条項の概要
- (5) その他必要と認める事項

3 指名競争入札により換価処分をしようとするときは、なるべく5人以上の者を指名し、前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 随意契約により換価処分をしようとするときは、原則として、2人以上の者から見積書を提出させなければならない。

(身柄拘束等の後に触法少年に係る事件であることが判明した場合の措置)

第36条 犯罪捜査により身柄を拘束した者について、その事件に係る犯罪行為が14歳未満の年齢時に行われたものであることが判明したときは、直ちにその者を釈放しなければならない。

2 犯罪捜査により差し押さえた証拠品について、その事件が触法少年に係るものであることが判明したときは、直ちに、当該証拠品の還付の手続をとらなければならない。この場合において、触法調査のため引き続き当該証拠品の留置を必要とするときは、活動規則第21条の規定により手続を行うものとする。

3 犯罪捜査のため逮捕状、差押状、搜索状その他の令状の発付を得ている場合であって、その事件が触法少年に係るものであることが判明したときは、速やかに、当該令状を返還するものとする。

(児童相談所への通告)

第37条 活動規則第22条第1項第2号に規定する通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、その後遅滞なく同号に規定する児童通告書を作成して送付するものとする。

#### 第4節 ぐ犯調査

(調査すべき事項)

第38条 活動規則第29条に規定するぐ犯調査により調査すべき事項には、当該事件に係る少年の非行の防止及び立直りに協力することができるボランティアの有無等を含むものとする。

(ぐ犯調査を担当する職員に係る研修等)

第39条 活動規則第28条の規定によりぐ犯調査を行う少年補導職員は、あらかじめ、次に掲げる事項に関する研修を受けておかななければならない。

- (1) ぐ犯調査に係る関係法令、制度及び概要
- (2) ぐ犯調査の実施要領
- (3) その他ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な知識及び技能

2 活動規則第28条に規定する警察官は、警部補以上の階級にある者とする。

(調査主任官の指名)

第40条 第29条の規定は、活動規則第30条第1項に規定する調査主任官の指名について準用する。この場合において、第29条中「第18条第1項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

(保護者又は参考人の呼出しに関する留意事項)

第41条 ぐ犯調査のため、ぐ犯少年と認められる者の保護者を呼び出すときは、当該保護者が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせな  
いよう配慮するものとする。

2 ぐ犯調査のため、ぐ犯少年と認められる者以外の参考人としての少年を呼び出し、又は当該少年と面接するときは、当該少年に無用の緊張又  
は不安を与えることのないよう配慮し、その心理的な負担を軽減するよう努めるものとする。

(ぐ犯少年に係る緊急措置)

第42条 ぐ犯少年として審判に付すべきであると認められる少年を緊急に保護しなければならないときは、家庭裁判所にその状況を通報するもの  
とする。

(児童相談所への通告)

第43条 活動規則第33条第1項第2号及び第3号に規定する通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、その後遅滞なく同項  
第2号及び第3号に規定する児童通告書を作成して送付するものとする。

#### 第4章 少年の保護のための活動

(被害少年についての活動)

第44条 活動規則第36条第1項及び第2項に規定する支援は、必要に応じて、被害者対策部門（香川県警察本部警務部企画課被害者保護対策室及  
び警察署の警務課をいう。）と連携して行うものとする。

2 活動規則第36条第2項に規定する継続的な支援は、その被害少年の特性に留意し、必要と認める場合は、臨床心理学、精神医学等の専門家の協力を得て行うものとする。

3 少年が被害者である事件の報道機関への発表は、当該被害者である少年に及ぼす精神的な影響を十分に勘案した上で慎重に行うものとする。  
(福祉犯の被害少年についての活動)

第45条 活動規則第37条に規定する捜査は、その犯罪を犯したと認められる者が成人であっても、少年警察部門において捜査又は調査を行っている少年事件と密接な関係がある場合その他特に必要があると認められる場合においては、少年警察部門において行うことができるものとする。  
(要保護少年についての活動)

第46条 活動規則第38条第2項に規定する通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、その後遅滞なく同項に規定する児童通告書を作成して送付するものとする。  
(児童虐待を受けている児童等についての活動)

第47条 活動規則第39条に規定する支援は、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。)が人格形成期の児童の心身に重大な影響を与えるものであることを認識し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先として行うものとする。

## 第5章 雑則

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第48条 少年警察活動により非行の防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、当該物件を当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に預けさせ、所有者その他の権利者に返還させ、又は当該少年に廃棄させるため、必要な注意、助言等を行うものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第49条 児童福祉法第33条第1項の規定により委託を受けて少年に一時保護を加えるときは、香川県警察保護執行規程(平成12年香川県警察本部告示第8号)の規定の例により行うほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 宿直室、休憩室その他一時保護にふさわしい部屋を使用すること。
- (2) 逃走、自殺、自傷その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を防止すること。
- (3) 少年に一時保護を加えている旨を当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に速やかに連絡すること。

(同行状の執行)

第50条 法第13条第2項（法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同行状の執行の指揮を受けたときは、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第18条及び犯捜規範第267条の規定により処理するものとする。この場合において、夜間その他やむを得ない理由により同行状に係る少年を指定された場所に同行することができないときは、警察署その他の施設において前条の一時保護に準じた措置を講じるものとする。

（連戻しの手配）

第51条 警察本部長は、少年院法（昭和23年法律第169号）第14条第1項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による連戻しの援助を求められたときは、関係する警察署長（他の都道府県に関係する場合にあっては、当該都道府県の警視總監又は道府県警察本部長）に必要な手配を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年6月13日から施行する。

（香川県少年警察補導員規程の一部改正）

2 香川県少年警察補導員規程（平成12年香川県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この規程は、少年警察活動と連携して少年の非行を防止し、及び少年の福祉を図るための活動に従事する少年警察補導員の委嘱</u> <u>その他必要な事項について定めるものとする。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>香川県警察に、少年警察活動と連携して少年の非行を防止し、及び少年の福祉を図るための活動に従事する少年警察補導員を置く。</u></p>

別表（第2条関係）

不良行為の種別及び態様

種 別	態 様
1 飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
2 喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3 薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらの物を所持する行為
4 粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5 刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為
6 金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7 金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性的いたづら	性的ないたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9 暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為
10 家出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11 無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12 深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜においてははいかいし、又はたむろする行為
13 怠学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14 不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15 不良交友	犯罪性のある者その他少年の健全育成上支障のある者と交際する行為
16 不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 その他	1の項から16の項までに掲げる行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、火遊び、盛り場はいかいその他警察本部長が指定するもの

少 年 力 一 下

資料区分												
少年の氏名	異名	生年月日	職業	勤務先	名称	所在地	収入	円				
本籍	出生地	職業	勤務先・職種	所在地	在職期間	退職理由						
住居	財物加害高	円	非行等名	補導年月日	補導警察署	措置及び処分結果						
非行場所	主な家族の氏名	続柄	年齢	職業	住居	家族数	人					
家族関係	最終(在学)学校名	年	所在地									
学校関係	怠学	成績	喫煙	有機溶剤その他の薬物乱用								
取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署	処遇意見								
罪名				最終(在学)学校								
既遂・未遂別				卒業・中退別								
手口				共犯形態								
非行時の居住地				少年が犯した他の非行(異なる罪種)				刑法犯 特別法犯				
性別				非行府県数								
非行時の年齢				被疑者特定の端緒を得た係 被疑者を逮捕した係 事件を主として処理した係								
非行時の学職				身柄措置								
学職の特殊形態				本票記載非行の供述状況								
国籍等				暴力団等関係								
在留資格等(外国人)				暴力団				団体の名称 組織位 地位				
不法滞在期間(外国人)				ゴロ・総会屋等				犯罪態様 民事介入 暴力				
補導歴・非行歴	補導歴	回	非行歴	回	うち本票記載犯罪と同一罪種( )回							
前回処分				関係検挙票番号								
非行年月日時				署 年 月 第 号								
非行場所				作成者								
非行の動機・原因	背景				年 月 日作成							
	父親の態度				署 係 氏名 印							
	母親の態度				逮捕年月日							
	直接の動機・原因				年 月 日 時 分							
精神障害等の有無				逮捕場所								
家出関係				逮捕者								
生活形態				釈放年月日								
両親の状況				送致年月日・送致先								
母の不在状況				年 月 日 時 分								
非行集団関係	暴力団との関係の有無				勾留(観護)年月日							
	集団の種別				家裁(検察官)処分							
送致等の区分				裁判結果								
				作成・照会								



付 添 人 選 任 届

年 月 日

香川県 警察署長 殿

少年 に対する 事件について、  
少年法第6条の3の規定により弁護士 を付添人に選任しましたので、少年警察活動  
規則第19条の規定により届け出ます。

少年又は保護者 (署名)

印

付添人 (署名) 弁護士

印

付添人 郵便番号

住所

電話番号

FAX番号

弁護士会名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



香川県 警察署公告第 号

押収物還付公告

当警察署が少年法第6条の5第1項の規定により押収した物件について、その還付をすることができないため、同条第2項において準用する刑事訴訟法第499条第1項の規定により公告します。  
心当たりの方は、速やかに当警察署に届け出て下さい。

年 月 日

警察署長 印

記

1 事件名

2 押収番号

3 押収物の品名、数量等

4 公告の期間

年 月 日 から 年 月 日まで

この公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、本件押収物は、少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第499条第2項の規定により香川県に帰属します。

備考

- 1 3の項の欄は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴についても記載すること。
- 2 押収物の還付を受けるべき者の氏名が明らかな場合は、3の項の欄の押収物の数量の次に「受還付人」と記載の上、当該還付を受けるべき者の氏名を併記すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。